



contents

- ◆令和4年・5年度の決算対策の目玉
所得拡大税制で大きな節税効果
- ◆令和5年度税制改正 個人所得課税
- ◆令和5年度税制改正 資産課税編

令和4年・5年度の決算対策の目玉 所得拡大税制で大きな節税効果①

コロナ後の大きな動きとして、原材料と人件費の高騰が続いています。特に16歳から60歳までの生産者人口の減少は、大都市圏での人出不足として人件費の高騰をもたらしています。

とりわけ飲食、旅行業、建設業等のサービス部門での人件費の高騰が激しく、人件費高騰、人出不足による倒産は、飲食業と建設業で多発しています。

政府もデフレ脱却、消費増大による景気回復を目指すとして、令和4年度より大きく緩和策をとり、従業員に支払った給料につき、前期よりも一定金額増加させた場合だけで、大きく税額控除できる制度をとっています。

それは「所得拡大促進税制」と呼ばれ、これまでは面倒な計算が必要でしたが、非常に簡素化され、簡単に節税でき、また税額控除も大きく拡大しました。

中小企業向けの所得拡大促進税制とは、

- ① 青色申告を提出している「中小企業者」が
- ② 国内雇用者に給与等を支給する場合
- ③ 前年度より給与等支給総額を1.5%以上増加させた場合に、
- ④ 増加額の15%(or25%)を法人税額(又は所得税額)から控除できる制度です。

事前申請は不要ですが、確定申告の際には明細書を添付する必要があります。

★適用期間 2024年3月31日までに開始した各事業年度まで適用が可能

★適用要件 当期の雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$

設立初年度や開業初年度は、前期がありませんので、適用できません。

注1 雇用者とは、パートや中途入社、退職者等は含まれるが、役員及びその特殊関係者は含まれない。

注2 給与等支給額とは、国内雇用者に対して支給する給与・賃金・賞与等で、退職金は含まれない。

(所得税が課税されない非課税通勤交通費は含まれない)

税額控除額

適用要件	雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加
税額控除	雇用者給与等支給額の前年度比増加額の15%

令和4年・5年度の決算対策の目玉 所得拡大税制で大きな節税効果②

令和4年税制改正により、令和4年4月1日開始事業年度より、税額控除の上乗せ要件が緩和されています。

上乗せ要件	(1) 雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加かつ (2) 下記のいずれかを満たす。 ア・教育訓練費が前年度比10%以上増加 イ・適用年度末までに経営力向上計画の認定を受け、経営力向上につき証明を受ける。
上乗せ控除率	雇用者給与等支給額の前年度比増加額の25%
控除上限	いずれの場合でも法人税額の20%が限度

雇用調整助成金等の取扱い

雇用調整助成金等については、適用要件判定時は、「給与等支給額」から控除しなくてよいものとされています。ただし、実際、税額控除額を計算する際の給与等支給額の増加額の算出については、雇用安定助成金を控除して計算する必要があります。

教育訓練費とは

教育訓練費は、「国内雇用者の職務に必要な技術や知識を習得させるため、又は向上させるために支出する費用」です。

★該当するもの

他の者に委託する教育訓練等費用	研修委託費・講師人件費・施設使用料等の委託費用 ⇒100%子会社への委託も含む。
他の者が行う教育訓練等に参加させる費用	外部研修参加費等(Q47・48) ⇒法人が社員に支払う報奨金は×

★該当しないもの

使用人等に支払う教育訓練中の人件費
教育訓練等に関連する旅費、交通費、食費、宿泊費等
教材の購入・製作に要する費用

令和5年度税制改正 個人所得課税

個人所得課税では、「資産所得倍増プラン」をもとに、NISA 制度やスタートアップ支援制度を中心に見直しが行われます。

NISA は投資枠の拡充と制度を恒久化

新たな NISA 制度では、投資枠が「つみたて投資枠」として、年 120 万円（これまで年 40 万円）、「成長投資枠」として年 240 万円（これまで年 120 万円）、併用を可能にして、合計で年 360 万円、累計 1,800 万円（うち成長投資枠の累計は 1,200 万円）まで大幅に拡充されます。非課税となる保有期間は、無期限とし、制度の恒久化が図られます。令和 6 年 1 月から適用されます。

摘要	つみたて投資枠	成長投資枠
投資上限額	年 120 万円（従前は年 40 万円）	年 240 万円（従前は年 120 万円）
非課税期間	無期限（従前は最長 20 年）	無期限（従前は最長 5 年）

スタートアップへの再投資に非課税措置

スタートアップへの資金供給を強化するため、保有株式の譲渡益を元手にして、創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合、20 億円を上限に株式譲渡益に課税しない制度が創設されます。

また、ストックオプション税制の権利行使期間の上限を 15 年（現行 10 年）に延長し、スタートアップの事業を後押しします。

高所得者の税負担を適正化

税負担の公平化の観点から、極めて高い水準の所得者に対して、基準所得金額から 3.3 億円を控除した金額に 22.5%の税率を乗じた金額が、基準所得税額を超過する場合には、その超過した差額について追加的に申告納税を求めます。令和 7 年分以降の所得税から適用されます。

相続空き家の特例は適用要件を改正

相続空き家の特例は、建物譲渡の翌年 2 月 15 日までに耐震基準に適合させるか、取壊し等を行えば適用できるようになります。また、建物、敷地の相続人が 3 人以上の場合、特別控除額は 2,000 万円とされます。令和 6 年 1 月 1 日からの譲渡に適用されます。

特定非常災害損失の繰越控除期間を 5 年に

特定非常災害により生じた損失について、雑損失や純損失の繰越期間を例外的に 5 年（現行 3 年）に延長します。



スタートアップには
資金調達しやすい環
境になります。

令和5年度税制改正 資産課税編

資産移転時期の選択に中立的な税制の構築

被相続人の高齢化に伴い、個人金融資産などの資産が高齢者に偏在するなかで、若年層への資産移転を図るとともに、相続や贈与に伴う税負担の違いが資産移転の時期の選択にできるだけ影響しないようにするため、資産課税の見直しが図られます。

相続時精算課税贈与は利用しやすく改正 これが節税の目玉

相続時精算課税制度では、特別控除額 2,500 万円とは別に、課税価格から暦年で 110 万円の基礎控除を受けられるようになります。また、相続財産の価額に加算される相続時精算課税贈与額は、基礎控除後の残額となります。これは、暦年贈与課税と同様に、少額贈与については課税せず、事務負担の軽減をはかるものとなっています。

また、贈与を受けた土地・建物が災害により被害を受けて資産価値が下落した場合、相続税の課税価格に加算される財産の価額は、被害を受けた部分の金額を控除した額となります。いずれも、令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

暦年課税贈与の加算期間は、7年に延長

暦年課税贈与は、相続開始前7年間（現行は、3年間）に受けたものが、相続税の課税価格に加算されるようになります。この場合、延長された4年間の贈与は、贈与を受けた財産の合計額から100万円を控除できます。令和6年1月1日以後の贈与から適用となります。

教育資金、結婚・子育て資金贈与は延長へ

教育資金の一括贈与に係る非課税制度、結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税制度は、富裕層に大きな節税メリットがあり、資産格差を固定化させる一方、近年は利用件数が低迷していました。政府税調ではこれらの制度の廃止または縮小の意見も多く出されていましたが、税制改正大綱では、節税的な利用につながらないよう、一部改正の上、教育資金贈与の非課税制度は、適用期限を3年延長、結婚・子育て資金贈与の非課税制度は、2年延長となりました。

マンション評価は適正化を検討

この他、閣議決定前に公表された自民党・公明党の税制改正大綱（R4.12.16）では、マンションの財産評価について、マンションの市場価格と財産評価基本通達に基づく相続税評価額との間に大きな乖離が見られることから、納税者の予見可能性を確保するべく、相続税法の時価評価のもと、適正化を検討する方針が示されています。



扶養親族への教育費の贈与で通常、必要と認められるものは、本法でも非課税です。